

沖縄県立看護大学後援会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、沖縄県立看護大学後援会（以下「後援会」という。）と称し、事務局を沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）内に置く。

(目的)

第2条 後援会は、大学及び学生の事業を援助し、教育の振興に資するとともに、会員相互の連帯と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育を助成する事業
- (2) 教育環境の整備に関する事業
- (3) 学生の福利、厚生を増進する事業
- (4) 会員相互の連帯、親睦に関する事業
- (5) 会員と大学との連帯に関する事業
- (6) その他、必要と認める事業

(会員)

第4条 後援会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 看護学部および別科助産専攻に在学する学生の保護者もしくは保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(役員及び事務局)

第5条 後援会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2 人
- 2 会長、副会長、理事の役員で運営委員会を構成する。
- 3 後援会の日常業務を処理するため、事務局として次の役職を置く。
 - (1) 事務局長 1 人
 - (2) 書記・会計 1 人
- 4 役員及び事務局長、書記・会計は無報酬とする。
 - 1 上記の役員以外に相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第6条 役員は、次により選出する。

- (1) 会長は、正会員の中から総会において選出する。

(2) 会長以外の役員は、会長が委嘱し総会の承認を得る。

(任期)

第7条 役員の任期は原則2年（別科助産専攻については1年）とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後にあっても後任者が就任するまで職務を行うものとする。

(任務)

第8条 役員及び事務局の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は後援会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(3) 理事は運営委員会において案件の処理に当たる。

(4) 事務局長は、後援会の事務を統括する。

(5) 書記・会計は後援会の庶務及び会計を処理する。

(6) 監事は後援会の会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び運営委員会として、会議の議長は会長が務める。会議の議事は出席の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

2 総会は、毎年1回開催し、次の事項について審議する。ただし会長が特に必要があると認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

(1) 役員の選任

(2) 予算及び決算

(3) 会則の改廃

(4) その他重要事項

3 運営委員会は、毎年1回開催し、次の事項について審議する。開催時期は、会長が必要と認めるときとする。また、会長が認めた場合は、書面又は電磁的方法により審議することができる。

(1) 事業計画

(2) 総会に提出する案件の立案・審議

(3) その他重要事項

4 総会（臨時総会含む。）は、運営委員会において必要と認めるときは、書面又は電磁的方法による総会をもってこれに代えることができる。

(経費)

第10条 後援会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 看護学部に係る正会員の会費を30,000円、別科助産専攻に係る正会員の会費を7,500円とし、原則として入学時まで納付する。

3 賛助会員の年会費は、1口2,000円とする。

(会計年度)

第 11 条 後援会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 総会開催前における予算の執行については、事務局長の裁量により行うことができる。なお、総会の議を経た後は、総会開催前までの予算の執行については、その趣旨を逸脱しない限り、有効な予算の執行とみなす。

(書類)

第 12 条 後援会に備える書類と保存年月は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|----|
| (1) | 会則 | 永年 |
| (2) | 予算決算等 | 8年 |
| (3) | 出納簿 | 8年 |
| (4) | 証票 | 8年 |
| (5) | 事業計画 | 8年 |
| (6) | 会員名簿 | 8年 |
| (7) | その他重要な書類 | 8年 |
| (8) | その他 | 5年 |

(補則)

第 13 条 本会則に定めるもののほか、後援会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成11年6月12日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、平成12年5月27日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、平成14年6月1日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、平成15年6月1日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、平成18年6月4日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、平成20年6月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成21年6月7日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、令和元年5月19日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、令和6年2月26日から施行し、同日から適用する。

附則

この会則は、令和8年6月28日から施行し、同日から適用する。